

窓口申請用

提出書類の記入要領(建設工事)

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、建設業法上の主たる営業所(本店・本社)で作成して提出してください。したがって、申請者は本店(本社)の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。また、登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、両方を併記してください。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除いて、申請日を基準日として作成してください。
- (4) 申請書類の記入については、ペン・ボールペンで行っていただくほか、シートに内容を入力後、プリントアウトした紙での申請も可能です。
なお、電子媒体による申請はできませんので、A4版用紙に出力してから提出してください。
- (5) 各様式の「許可番号」欄については、許可番号を右詰めで記入してください。
- (6) 「※」の欄には、何も記入しないでください。

2 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書〔様式第1号(その1)〕

(1) 「01 法人番号」の欄

法人の場合、国税庁から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、指定された法人番号を記入してください。

個人の場合(法人番号の指定対象になっていない方)は空白としてください。

(2) 「02 現在の建設業の許可番号」の欄

ア 申請日現在、許可を受けている最新の建設業の許可番号、コード、許可年月日を記入してください。

イ カラムの中は、右詰めで、余白を0で埋めて記入してください。

(例) 広島県知事許可「第99999号」の方の許可年月日が平成30年9月30日の場合、

〈大臣・知事コード〉欄には「 3 4 」と、〈許可番号〉欄には「 0 9 9 9 9 9 」

と、〈(許可年月日)平成〉欄には「 4 3 0 年 0 9 月 3 0 日 」と記入してください。

元号は「平成→4, 令和→5」で記入してください。

国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交	06	山形県	12	千葉県	18	福井県	24	三重県	30	和歌山	36	徳島県	42	長崎県
01	北海道	07	福島県	13	東京都	19	山梨県	25	滋賀県	31	鳥取県	37	香川県	43	熊本県
02	青森県	08	茨城県	14	神奈川県	20	長野県	26	京都府	32	島根県	38	愛媛県	44	大分県
03	岩手県	09	栃木県	15	新潟県	21	岐阜県	27	大阪府	33	岡山県	39	高知県	45	宮崎県
04	宮城県	10	群馬県	16	富山県	22	静岡県	28	兵庫県	34	広島県	40	福岡県	46	鹿児島
05	秋田県	11	埼玉県	17	石川県	23	愛知県	29	奈良県	35	山口県	41	佐賀県	47	沖縄県

(3) 「03 (旧)建設業の許可番号」の欄(許可番号に変更がない方は記入しないでください。)

ア 平成25年11月1日以降、次の事由により、許可番号を変更した方は、変更前の旧許可番号を記入してください。

(ア) 許可換え新規: 有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請し、許可番号が変更した場合

(例) 大臣許可 ⇒ 知事許可, 知事許可 ⇒ 大臣許可

(イ) 更新切れなどにより、建設業の許可番号が変更した場合

(ウ) 平成25年11月1日以降、複数回許可番号が変更した場合

「03」の枠内には直前の許可番号を記入し、枠外右にその他の許可番号を新しい順に朱書きで記入し、その旨申し出てください。

例) 広島県知事許可第 44444 号 → 国土交通大臣許可第 55555 号 → 現在広島県知事許可第 99999 号の場合

〈大臣・知事コード〉	0	0	〈旧許可番号〉	0	5	5	5	5	5	3	4	0	4	4	4	4	4
------------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

イ 平成25年11月1日以降、合併、事業譲渡、又は分割により、竹原市の入札参加資格の承継認定又は再認定を受けた者で、合併により消滅した会社、事業の譲渡者又は分割元の会社(以下、「消滅会社等」という。)が平成25年11月1日以降に竹原市の入札参加資格を有していた場合に限り、消滅会社等の許可番号を記入し、枠外右に朱書きで「承継」又は「再認定」と記入してください。

例) 広島県知事許可第 55555 号(合併により消滅) → 広島県知事許可第 99999 号(承継を受けた)の場合

〈大臣・知事コード〉	3	4	〈旧許可番号〉	0	5	5	5	5	5	承継
------------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	----

複数の会社による合併等の場合で、複数の会社が条件を満たす場合には、2つ目以降の許可番号は枠外に朱書きで記入してください。

具体的な記入方法は「ア」を参考にしてください。

※ 現に許可番号の変更があって、「03」欄に記載のない者は、過去の工事成績点等が認定から漏れる恐れがありますので、変更があった場合には必ず記載してください。

※ 「承継」「再認定」の場合を除き、法人としての継続性がない場合には記載しないでください。

(4) 「04 経営事項審査申請書記載の許可番号」の欄

提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている許可番号と、「02」で記載した許可番号が異なる場合にのみ記入してください。(申請と経営事項審査の許可番号とが一致している場合は記入しないでください。)

※ 「04」に記載する場合は必ず「03」にも記入することとなります。

(5) 「06 主たる営業所の電話番号」、「07 FAX番号」の欄

建設業法上の主たる営業所の電話番号及び FAX 番号を、市外局番から左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「-(ハイフン)」で結んでください。

(6) 「08 Eメールアドレス」の欄

ア 建設業法上の主たる営業所のメールアドレスを左詰めで記入してください。

イ 業務上の連絡に対応できるアドレスを記入してください。

ウ 「大文字」、「小文字」、「-(ハイフン)」、「(アンダーバー)」、「.(ドット)」等は、明確に記入してください。

エ 必ず「主たる営業所」のアドレスを記入してください。「主たる営業所」においてメールアドレスがない場合は記入不要です。

(営業所が連絡先になる場合は、「様式第2号 営業所一覧表」に記入してください。)

(7) 「09 Eメールアドレス区分」の欄

「08」で記入したEメールアドレスの用途の別を記入してください。

(8) 「10 県内営業所の有無」の欄

県内に建設業法上の従たる営業所以外の営業所がある場合のみ「1」を記入し、県内に営業所がない場合は、記入する必要はありません。

(9) 「11 提出する経営事項審査申請書の審査基準日」の欄

提出する経営事項審査の結果通知書等に記載されている審査基準日を右詰めで記

入してください。

(例)平成30年3月31日の場合 →

4	3	0	年	0	3	月	3	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号は「平成→4, 令和→5」で記入してください。

(10) 「12 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄

入札参加資格の審査を希望する業種について、許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を略号で示されている該当する欄に記入してください。

【業種の略号一覧】

土木工事業 (土)	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)
プレストレストコンクリート (プ)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鋼橋上部 (橋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	鉄筋工事業 (筋)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	舗装工事業 (舗)	さく井工事業 (井)
とび・土工事業 (と)	しゅんせつ工事業 (し)	建具工事業 (具)
法面処理 (法)	板金工事業 (板)	水道施設工事業 (水)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	消防施設工事業 (消)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	清掃施設工事業 (清)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	解体工事業 (解)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	

※ プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事における一般建設業又は特定建設業の区分を記入してください。

(11) 「13 街路樹剪定士資格を有する者の有無」の欄(添付書類あり)

「12」で造園工事業を希望する者で、街路樹剪定士資格の登録を受けた技術者を有する場合は「1」を記入し、有さない場合は、記入する必要はありません。

(12) 「14 建設業労働災害防止協会加入の有無」の欄(添付書類あり)

加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は、記入する必要はありません。

(13) 「15 測量及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無」の欄

提出がある場合は「1」を記入し、提出がない場合は記入する必要はありません。

3

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書[様式第1号(その2)]

(1) 「16 エコアクション21認証又はISO14005の取得有無」の欄(添付書類あり)

次のア又はイに該当する場合のみ「1」を記載してください。ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21またはISO14005に係る評価は行いませんので、空白としてください。

ア 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等が一般財団法人持続性推進機構から、エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録を受けている場合で、次の条件を満たしていることを認証・登録証で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所(例:営業所, 建設資材の工場等)において認証を受けていること
- ② 建設業と関係する範囲の認証(例:総合建設業, 工事積算, 施設の設計・施工, メンテナンスなど)を受けていること

イ 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等がISO14005を認証取得している場合で、以下の条件を満たしていることを合格証等で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所(例:営業所, 建設資材の工場等)において認証を受けていること
- ② 建設業と関係する範囲の認証(例:総合建設業, 工事積算, 施設の設計・施工, メンテナンスなど)を受けていること

(2) 「17 エコアクション 21 の認証又はISO14005の取得年月日」の欄

「16」で記入した認証・登録年月日を記入してください。

(例)平成29年3月6日の場合 →

4	2	9	年	0	3	月	0	6	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号は「昭和→3, 平成→4, 令和→5」で記入してください。

(3) 「18 土木施工CPDS学習単位数」の欄(添付書類あり)

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施の「継続的専門能力啓発学習制度(土木施工管理CPDS)」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数を記載してください。(前年度及び前々年度…平成30年11月に申請する場合, H28.4.1~H29.3.31 及び H29.4.1~H30.3.31)

※「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」又は「広島県土木施工管理技士会」の発行する証明書において、入札参加資格審査申請時点の広島県内の営業所等に所属する有資格技術者の前年度及び前々年度の総学習単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を記載してください。

県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。

(証明書等に関するお問合せ先)

広島県土木施工管理技士会 電話:082-223-4311

(4) 「19 建築CPD認定時間数」の欄(添付書類あり)

建築CPD運営会議の「建築士又は、建築設備士の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数を、1級建築士, 2級建築士, 木造建築士, 建築設備士, 1級建築施工管理技士及び2級建築施工管理技士(建築・躯体・仕上げ)の欄にそれぞれ記載してくださ

い。(前年度及び前々年度…平成30年11月に申請する場合, H28.4.1～H29.3.31 及び H29.4.1～H30.3.31)

※「建築CPD運営会議」の発行する証明書において, 入札参加資格審査申請時点の広島県内の建設業法上の営業所等に所属する有資格技術者の前年度及び前々年度の総認定時間数を確認できる場合にのみ, その時間数を記載してください。県外の営業所等に所属する者については, 記載しないでください。

(証明書等に関するお問合せ先)

(公財)建築技術教育普及センター(建築CPD運営会議事務局)電話:03-6261-3310

(5) 「20 造園CPD学習単位数」の欄(添付書類あり)

造園CPD協議会の「継続的専門能力開発学習制度(造園CPD)」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の総学習単位数を記載してください。(前年度及び前々年度…平成30年11月に申請する場合, H28.4.1～H29.3.31 及び H29.4.1～H30.3.31)

※「一般社団法人広島県造園建設業協会」の発行する証明書において, 入札参加資格審査申請時点の広島県内の建設業法上の営業所等に所属する有資格技術者の前年度及び前々年度の総単位数を確認できる場合にのみ, その単位数を記載してください。県外の営業所等に所属する者については, 記載しないでください。

(証明書等に関するお問合わせ先)

(一社)広島県造園建設業協会 電話:082-272-0770

(6) 「21 障害者雇用の状況」の欄(添付書類あり)

広島県内に主たる営業所がある者で, 以下の条件を満たしている場合のみ「1」を記載してください。

(県外に主たる営業所がある場合は記入できません。)

雇用義務の有無を確認のうえ, 下表の要件を満たす場合のみ記入し, 添付書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類(県に提出)
・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により, 第2条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要, ともに写しで可) ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証等

(7) 「22 地域防災活動への貢献」の欄(添付書類あり)

広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体の認定(情報収集活動を行う者に限

る。)を受けている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

(認定等に関するお問合せ先)

広島県土木建築局技術企画課 電話:082-513-3853

(8) 「23 社会資本維持管理活動への貢献」の欄(添付書類なし)

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定(マイロード・ラブリバーの認定)を受けている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

(認定等に関するお問合せ先)

広島県土木建築局道路河川管理課 電話:082-513-3903

(9) 「24 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録」の欄(添付書類なし)

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

(登録等に関するお問合せ先)

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課 電話:082-513-3419

(10) 「25 広島県働き方改革実践企業認定制度の登録」の欄(添付書類なし)

広島県商工会議所連合会及び広島県商工会連合会の広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

(登録等に関するお問合せ先)

広島商工会議所会員部企画広報チーム 電話:082-222-6631

広島県商工会連合会(東部支所) 電話:084-960-3107

(11) 「26 消防団協力事業所の認定」の欄(添付書類あり)

広島県内に主たる営業所がある者で、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

(県外に主たる営業所がある場合は記入できません。)

(12) 「27 協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の欄(添付書類あり)

広島県内に主たる営業所がある者で、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合、または、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

(県外に主たる営業所がある場合は記入できません。)

※協力雇用主の登録について

証明書発行の申請方法は、郵送のみです。(窓口での申請不可)交付申請書に必

ず返信用封筒(宛先記入・82円切手貼付)を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内
広島保護観察所 処遇部門 宛

(登録等に関するお問合せ先) 広島保護観察所 電話: 082-221-4651

※暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録について
(登録等に関するお問合せ先)
(公財)暴力追放広島県民会議 電話: 082-511-0110

(13) 商号又は名称等の変更事項

※ 経営事項審査申請書(経営状況分析申請書を含む。)提出後に、商号・名称、住所等に変更があった場合に、変更後の内容を記入してください。

※ 28～34までは、変更がない事項は記入しないでください。

※ 法人成引継ぎありの場合は、必ず「28」、「29」及び「30」に記入してください。

ア 「28 法人・個人の区分」の欄

- (ア) 変更後の組織が法人の場合には、「1」を記入し、変更後の組織が個人の場合には、「2」を記入してください。
- (イ) 個人から個人への引き継ぎを行った場合、又は、有限会社と株式会社の相互間、合名会社と合資会社の相互間の組織変更など、建設業の変更届で処理される組織変更については、記入する必要はありません。

イ 「29 商号又は名称(フリガナ)」の欄

- (ア) 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点(「゜」)及び半濁音(「゜」)については、1文字としないでください。
- (イ) 株式会社など法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

ウ 「30 商号又は名称(漢字等)」の欄

- (ア) 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。
- (イ) カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

(例) た → 誤
だ → 正

- (ウ) 法人の種類を表す文字についても、次の略号を用いて「商号又は名称」の前又

は後に記入してください。(それぞれの四角は記入欄のますを表す。)

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(例) 株式会社 = □ □ 株 □ □

エ 「31 代表者氏名(漢字等)」の欄

代表者の氏名を姓と名との間は、1マス空けて記入してください。

(役職は記入しないでください。)

オ 「32 郵便番号」の欄

主たる営業所の郵便番号を、左詰めで記入してください。

カ 「33 主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄

地方公共団体情報システム機構の「地方公共団体コード住所」により、該当する市区町村コードを記入してください。(6桁で表示されますので、必ず左から5桁分のみを記入してください。)(例)竹原市:34203

地方公共団体情報システム機構:

<https://www.j-lis.go.jp/index.html>

キ 「34 主たる営業所の所在地(漢字等)」の欄

「33」により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-(ハイフン)」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

(例)竹原市中央五丁目1番35号竹原市ビル

中 央 5 - 1 - 3 5
竹 原 市 ビ ル

※ 都道府県名・市町村名等は記入しないでください。

(14) 申請事務担当者欄

※ 当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号、FAX番号及び申請事務担当者のメールアドレスを記入してくだ

さい。

※ なお、行政書士等代理人の方が作成等された場合は、欄外の余白に作成者の氏名及び連絡先の電話番号を記入してください。

4 営業所一覧表〔様式第2号〕

申請日現在で存在する、主たる営業所(=本店)以外の営業所(=支店)を記載する様式です。

本店を記載しないでください。

本店以外に営業所がない場合も許可番号を記入し、「01」から「14」までを空白で提出してください。

(1) 竹原市との契約締結権限

竹原市との契約締結権限のある営業所(支店)を記載してください。

(竹原市と契約権限のない営業所や連絡所等は記入しないでください。)

(2) 記載が必要な営業所

ア 県外業者で広島県内に営業所がない場合

主たる営業所(本店)以外で、建設業法に基づくその他の常時建設工事の請負契約を締結する権限を有する営業所(支店)のうちで、様式第1号「12 入札参加資格の審査を希望する業種」のうち少なくとも1つ以上の業種について許可を有する最寄りの営業所(1か所)を記載してください。

(例①)本店が東京都にあり、支店が岡山県にあり、広島県内にはない場合

→ 岡山県の支店を記載する。

※ 管轄エリアを定めている等により、竹原市と契約締結を行う可能性のある営業所がない場合は記載しないでください。

イ 県外業者で広島県内に営業所がある場合

主たる営業所(本店)以外で、建設業法に基づくその他の常時建設工事の請負契約を締結する権限を有し、かつ様式第1号「12 入札参加資格の審査を希望する業種」のうち少なくとも1つ以上の業種について許可を有する県内営業所(支店等)を記入してください。

複数の営業所(支店等)がある場合は、様式を県内営業所ごとに作成し、提出してください。

(例②)本店が大阪府にあり、支店が広島市・岡山県にある

→ 広島市の支店のみ記載する。

ウ 県内業者で広島県内に営業所(支店)がある場合

主たる営業所(本店)以外で、建設業法に基づくその他の常時建設工事の請負契約を締結する権限を有し、かつ様式第1号「12 入札参加資格の審査を希望する業種」のうち少なくとも1つ以上の業種について許可を有する県内営業所(支店等)を全て記入してください。

複数の営業所(支店)がある場合は、様式を県内営業所ごとに作成し、提出してください。

(例③)本店が広島市にあり、支店が福山市・山口県にある

→ 福山市の支店のみ記載する。

(例④)本店が福山市にあり、支店が広島市・東広島市にある

→ 広島市と東広島市の支店を記載する。

広島県内に複数の営業所がある場合は、1枚目の「01 営業所番号」欄には01を、2枚目の同欄には02を、3枚目以降は、03、04…と順次、記入してください。

また、平成29・30年度の申請時に営業所を記入している場合は、その番号と今回の番号を一致させてください。(営業所の廃止等により、番号が空く場合においても、そのまま欠番としてください。)

(3) 「03 営業所名称(フリガナ)」、「04 営業所名称(漢字等)」の欄

ア 会社名は記入せず、「～支店」「～営業所」のみ記入してください。

イ 「03 営業所名称(フリガナ)」の記入について

名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点(「゜」)及び半濁点(「゜」)については、1文字としないください。

ウ 「04 営業所名称(漢字等)」の記入について

名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないください。

(例)

た	ゝ	→ 誤
だ		→ 正

(4) 「05 営業所の受任者の氏名(漢字等)」の欄

姓と名との間は1マス空けて記入してください。

(5) 「06 郵便番号」の欄

記入する営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

(6) 「07 営業所の所在地市区町村コード」の記入について

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体コード住所」により、該当する市区

町村コードを記入してください。(6桁で表示されますので、必ず左から5桁分のみを記入してください。)(例)竹原市:34203

地方公共団体情報システム機構:

<https://www.j-lis.go.jp/index.html>

(7) 「08 営業所の所在地(漢字等)」の欄

「07」により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-(ハイフン)」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

記入例については、3(13)キを参考にしてください。

(8) 「09 電話番号」の欄から「12 Eメールアドレス区分」の欄まで

入札参加資格審査申請書と同じ要領で記入してください。

(9) 「13 営業所が許可を受けている業種」の欄

様式第1号の「12 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄で記入した業種のうち、当該営業所で許可を受けている業種を、一般建設業の場合は「1」を記入し、特定建設業の場合は「2」を記入してください。

※ 許可は有していても、資格を希望しない業種については、記入しないで下さい。

(10) 「14 エコアクション21の認証又はISO14005の取得有無」の欄

記入した営業所単位でエコアクション21又はISO14005の認証登録を受けている場合は、「1」を記入してください。該当しない場合は空白としてください。(県外の営業所には記入しないでください。)

ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21またはISO14005に係る評価は行いませんので、空白としてください。

(11) 「竹原市税の納税義務について」の欄

市内に営業所がないなどの理由で竹原市税の納税義務がない場合には、余白に「竹原市税については、納税義務がありません。」と記入して提出してください。

追加の入札参加資格審査申請の取扱いについて

- 1 当初の認定を受けた者は、別途定める追加提出期間に、当初の認定を受けた業種以外の業種(申請資格を満たすものに限る。)について、追加の入札参加資格申請書を提出することができます。

- 2 当初の認定を受けていない者は、全ての業種(申請資格を満たすものに限る。)について、別途定める追加提出期間に入札参加資格審査申請書を提出できます。
- 3 追加提出期間・追加提出方法等については決定次第、竹原市のホームページに掲載する予定です。

変更届

申請後に変更事項が生じた場合には、すみやかに入札参加資格変更届(以下「変更届」とする。)を提出していただく必要があります。変更届の様式は、市ホームページに掲載しています。